

多言語通訳支援サービス提供に係る
公募型プロポーザルの質問に対する回答

令和8年2月27日

大津市長

標記プロポーザルにかかる質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

	質問	回答
1	仕様書7「～年間の利用時間の上限は、すべての端末の合計で4,000 分とする。」と記載がありますが、この記載で示している年間とは契約期間の令和8 年4 月1 日から令和11 年3 月31 日までの3 年間で4,000 分でしょうか、それとも令和8 年4 月1 日から令和9 年3月31 日の1 年間の事でしょうか。ご教示ください。	下記のとおり、1年間における利用時間の上限を4,000分とします。 ・令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間 ・令和9年4月1日～令和10年3月31日の1年間 ・令和10年4月1日～令和11年3月31日の1年間
2	今年度のテレビ電話通訳+AI 翻訳の利用実績をご教示ください。(契約日～現在に至るまで)	別紙1をご確認ください。
3	現在ご利用になられている通訳サービスの業者様をご教示ください。	コニカミノルタジャパン株式会社です。
4	令和8 年3 月13 日(金)の「参加資格結果通知」について、どのような通知方法になるのかご教示ください。	参加申込書に記載のメールアドレス宛てに、電子メールにて通知いたします。
5	令和7年度における利用実績(月別・言語別の利用分数・件数)の詳細をご教示いただけますでしょうか。	別紙1をご確認ください。
6	仕様書4(1)「外国人市民と本市職員、通訳者による2地点3者間通訳を行うこと」→通訳者2名体制で通訳を行うことは可能でしょうか。 (例)ミャンマー語の外国人市民の方⇄ミャンマー語・英語の通訳者⇄英語・日本語の通訳者⇄貴市職員様	原則、通訳者は1名体制とします。ただし、通訳者が確保できないやむを得ない事情があり、本市が承諾した場合は、例外的措置として認めることがあります。